

誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十九号

誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本的施策

第一節 スポーツへの参加の推進（第八条―第十一条）

第二節 スポーツの推進を支える人材の育成（第十二条―第十五条）

第三節 スポーツに親しめる環境づくり（第十六条―第十九条）

第三章 その他の措置（第二十条・第二十一条）

附則

スポーツは、健康を増進させるとともに、生きがい、人生の充実感、社会の幸福、勇氣、感動を与えるものである。スポーツを通じて、克己心と実践的な思考力や判断力を培うとともに、礼節を学び、尊敬の念をもって仲間やライバルと交流し、生涯にわたる絆を育むことは、人生における素晴らしい経験となる。

近年の情報化社会の進展及び労働形態の変化は、生活環境を快適で便利なものにした一方、運動不足やストレスの増加による健康の危機と、人々や地域の交流の希薄化をもたらした。さらに、少子高齢化の進展と相まって、人々の健康についての関心はより一層高まっている。一方で、学校の部活動やスポーツクラブなどの特定の集団に属していなければ、スポーツを始めるきっかけに恵まれないという課題もある。

このような状況に対処するためには、市町村、スポーツ団体及び事業者と連携し、誰もが簡単に、気軽にかつ身近にスポーツに親しみ、県民がスポーツの持つ価値や効果を広く享受できるような地域づくりに取り組まなければならない。

ここに、誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もってスポーツを通じて人と人及び地域と地域がつながる社会を実現するため、この条例

を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、全ての県民が、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる地域づくりの推進（以下「スポーツに親しむことができる地域づくりの推進」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、スポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、スポーツを通じて人と人及び地域と地域がつながる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 スポーツ 心身の健全な発展、健康及び体力の保持増進又は精神的な充足の獲得のために個人又は集団で行われる運動その他の運動（余暇活動として行われる身体活動その他の軽度の身体活動を含む。）をいう。
- 二 スポーツ活動 スポーツを行い、又は観覧することをいう。
- 三 スポーツ団体 県内でスポーツの振興のための活動を行うことを主たる目的とする団体（スポーツチームを含む。）をいう。
- 四 事業者 県内でスポーツに関するサービスの提供その他のスポーツに係る事業を営む個人又は法人その他の団体（スポーツ団体を除く。）をいう。
- 五 スポーツ選手 競技会に出場することを目的としてスポーツを行う者をいう。

(基本理念)

第三条 スポーツに親しむことができる地域づくりの推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 全ての県民が生涯にわたり自発的かつ継続的にスポーツを楽しむことにより、心身の健康及び体力の向上を通じて健康な生活及び長寿を享受すること。
- 二 遊びを通じて子どもの豊かな心、身体及び思考力を育むこと。
- 三 県民に夢や希望を与えるスポーツ選手が活躍できるような支援すること。
- 四 全ての県民が安全に安心してスポーツに親しむことができるような環境を整備す

ること。

五 地域の活性化に資するよう、世代間及び地域間の交流並びに国際交流を図ること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民が様々な場所で各々の目的に応じたスポーツ活動を選択できるように、スポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市町村、スポーツ団体及び事業者との連携及び協力)

第五条 県は、スポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策を実施するに当たっては、市町村、スポーツ団体及び事業者との適切な役割分担を踏まえて、これらと連携し、及び協力するものとする。

(スポーツ団体の役割)

第六条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの普及及び競技水準の向上に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者及び県民の役割)

第七条 事業者及び県民は、基本理念にのっとり、県が実施するスポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

第一節 スポーツへの参加の推進

(県民参加の推進)

第八条 県は、県民のスポーツへの参加を促進するため、県民のスポーツに対する興味、関心及び理解を深める施策、スポーツへの意欲を高める施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どものスポーツの推進)

第九条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、幼児期からの遊びを通じた運動の習慣化の支援、子どもがスポーツに参加する機会の提供及びそのための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生涯スポーツの推進)

第十条 県は、全ての県民が生涯にわたって、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態等に応じて、身近にスポーツに親しみ、か

つ、スポーツを楽しむことができるよう、スポーツに参加できる機会の提供及びそのための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者スポーツの推進)

第十一条 県は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じたスポーツを行う機会の提供並びにそのための環境の整備、障害者のスポーツへの参加を支援する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 スポーツの推進を支える人材の育成

(スポーツを行う者の支援)

第十二条 県は、全ての県民がスポーツに興味又は関心を持ち、身近にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツを行う機会の提供、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内のスポーツ選手がスポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツ選手のための環境の整備、生理学、心理学その他のスポーツに関する医学的及び科学的知見の活用の促進並びにスポーツにおける不正行為の防止その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、競技水準の向上を図るため、県内のスポーツ選手の計画的な育成に関する施策を講ずるものとする。

(スポーツ観覧の機会の提供)

第十三条 県は、スポーツを通じた県民の一体感及び活力の醸成を図るため、県内のスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチームが出場する競技大会の観覧の機会の提供、県内で開催されるスポーツに関する行事の周知その他のスポーツを観覧する機会の創出に関する施策を講ずるものとする。

(スポーツを支える者の育成)

第十四条 県は、競技としてのスポーツ、余暇活動としてのスポーツその他のあらゆるスポーツについて、県民の目的に応じることができる指導者の育成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、スポーツ活動の支援への県民の参画を促進するため、スポーツ活動に係るボランティアに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツにおける人権侵害の防止)

第十五条 県は、体罰、暴力、暴言その他のスポーツにおけるあらゆる人権侵害を防止するために必要となる施策を講ずるものとする。

第三節 スポーツに親しめる環境づくり

(拠点の整備等)

第十六条 県は、県民が身近にスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ活動の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が有する学校、公園及びスポーツ施設を有効に活用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(情報発信)

第十七条 県は、県民が様々なスポーツ活動又は当該活動の支援に参画できるよう、県内のスポーツ団体、スポーツ施設等におけるスポーツ活動又は当該活動の支援に関する情報の発信を行うものとする。

2 県は、豊かな自然環境、観光資源その他の地域の特性を生かしたスポーツ活動の推進を図るため、当該スポーツ活動に関する情報の発信を行うものとする。

(地域交流の促進)

第十八条 県は、スポーツ活動又は当該活動の支援を通じて世代間及び地域間の交流並びに国際交流の促進を図るため、当該地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体への支援、プロスポーツの活用、スポーツ活動又は当該活動の支援による交流人口の拡大その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域経済の活性化)

第十九条 県は、スポーツ産業の振興をはじめとする地域経済の活性化を図るため、事業者への情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 その他の措置

(推進計画)

第二十条 県は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第十条第一項の規定に基づき、スポーツに親しめる地域づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 県は、スポーツ推進計画を定めるに当たっては、奈良県スポーツ推進審議会に意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 県は、スポーツ推進計画を定めるときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、スポーツ推進計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、スポーツに親しめる地域づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。